

飲酒運転させない T O K Y O キャンペーン  
推進委員会幹事会

令和元年 5 月 27 日（月）

都庁第一本庁舎 42 階

特別会議室 A

午後 3 時 01 分開会

○交通安全課長 それでは、ただいまから、飲酒運転させない T O K Y O キャンペーン推進委員会幹事会を開催いたします。

本日進行を務めさせていただきます都民安全推進本部の交通安全課長で池野谷と申します。本日はよろしく願いいたします。以後、着座にて失礼いたします。

それでは、開会に当たりまして、都民安全推進本部、治安対策担当部長の高野から挨拶を申し上げます。

○治安対策担当部長 都民安全推進本部、治安対策担当部長、高野でございます。

本日は、飲酒運転させない T O K Y O キャンペーン推進委員会幹事会を開催するに当たりまして、皆様には、大変ご多用のところ、また大変暑い中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。また、皆様方には、平素から、東京都の行政各般に深いご理解と多岐にわたるご協力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

本年は、元号が平成から令和へと変わり、また、当本部も、本年の 4 月から青少年・治安対策本部から都民安全推進本部に組織改正をされまして、改めて悲惨な交通事故から都民を守ることが我々の大きな使命であると考えているところでございます。

今後も関係機関の皆様のご協力を頂戴しながら、引き続き悲惨な交通事故、特に、悪質で憎むべき飲酒運転による交通事故を 1 件でも減らしていくための取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、今後とも何とぞご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、昨年飲酒に起因する交通死亡事故でございますが、一昨年の約 3 倍強の 10 件、10 名ということでございまして、残念ながら平成 26 年から 4 年ぶりに二桁となってしております。特に、昨年、この幹事会を開催するまでの 5 カ月間で 8 件の飲酒による死亡事故が発生するという危機的な状況でございましたが、会議開催後、2 件、二人の発生に抑えることができました。これは、皆様の取り組みの効果があらわれたものだと考えております。

飲酒に起因いたしました交通事故の発生状況の詳細などにつきましては、この後、警視庁の工藤係長からご説明をいただきますが、本年は飲酒運転による交通死亡事故はいまだ発生しておらず、大きな成果が得られているところでございます。これもひとえに関係の皆様方の取り組みのおかげであると改めて感謝を申し上げます。

こうした状況を継続していくためには、飲食店など、お酒を提供・販売する業界の取り組

みだけではなく、都民一人一人が、運転する人にはお酒を出さない、お酒を飲んだ人には運転をさせないという意識を強く持ってもらい、重大な交通事故に直結する飲酒運転は絶対に許さないという機運を高めることが重要であると考えております。東京都といたしましては、本日ご出席を賜りました関係の皆様方とともに、飲酒運転の根絶に向けた活動に積極的に取り組んでまいり所存でございます。

終わりになりますが、本キャンペーンが効果的に展開され、社会全体に飲酒運転根絶の機運が高まりますよう、引き続き皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○交通安全課長 それでは、お手元の会議次第によりまして議事を進行させていただきます。

初めに、都内飲酒関与事故の発生状況につきまして、警視庁交通部交通総務課、工藤交通安全対策第一係長様からご説明をいただきます。お願いします。

○工藤交通安全対策第一係長 皆さん、こんにちは。

警視庁で交通安全を担当しております工藤と言います。よろしくお願いいたします。

まず、資料のほうを1枚めくっていただきまして、順に説明をさせていただきたいと思っております。

一番上の飲酒事故発生件数の推移ということで、平成26年から平成30年、昨年までの事故発生件数並びに死亡事故件数についてです。

ご覧のとおり、先ほど、高野部長からもありましたとおり、昨年は10件、10名の方が飲酒に絡む事故でお亡くなりになったということでございます。これについては、その裏にある発生件数177件の飲酒に絡む事故の発生、さらにその裏には、年間800件の飲酒運転の取り締まりを受けた人達があります。そして、取り締まりにひっかからずに飲酒運転をしている方が、まだまだいるということも言えます。まずは、ここを防がなければいけないということでございますので、皆様方には、それぞれのお立場でご協力をいただければと思っております。

続いて、2番目の月別発生件数、過去5年の平均を表またはグラフに落とし込んでおります。ご覧のように12月が最も多く発生しております。こちらのほうも緑の棒グラフに注目をしていただければと思います。12月に一番多いんですけれども、それに次いで3月も多い、やはり年度始まりに近くなる、お酒の飲む機会の多くなる時期にどうしても件数が増えている実態でございます。下の表でございますけれども、平成28年、29年、30年と、いずれも

12月が年間の中で一番多くなっております。

続いて、3番の曜日別の発生件数でございます。こちらは、日曜日が最も多くて、その次に土曜日ということでございます。これについては、翌日が休みということで、夜中まで飲酒をする。もしくは、飲酒後に帰宅し、一眠りしたことで、もう大丈夫だろうと運転をするというようなことが原因かと思われまます。

発生件数を見ますと、日曜日に多いんですけども、その下(2)の死亡事故の件数を見ると、土曜日のほうが多くなっております。これについては、土曜日に飲んで、その日のうちに家に帰りたい。当然、お酒を飲む方は、飲酒運転が悪いことだとは分かっておりますので、細い道を行ったり、急いだりということによって死亡事故、重大事故につながることも多いと言えます。

1枚めくっていただきまして、4番の当事者別発生件数というところでございます。こちらのほう、乗用車、貨物車、自動二輪車、原付等々を載せておりますけども、圧倒的に乗用車の発生が多いということでございます。ただ、(2)の、死亡事故発生件数を見ていただきますと、発生件数では乗用車が圧倒的に多いんですけども、死亡事故については自動二輪のほうが過去5年平均では多くなっているという結果が出ております。当然、乗用車ですと、フレームが自分を囲ってくれているので、重傷にはなりにくいんですけども、バイクは身を守るものがございませんので、ヘルメット、プロテクター以外ないということで、バイクの死亡事故が増えているといった状況でございます。

続いて、下の年齢別の発生件数について説明したいと思います。

ご覧のとおり、40歳代、いわゆる働き盛りと呼ばれる年代の方が多く事故を起こしているということでございます。ただ、(2)の死亡事故の発生件数の表を見ていただきますと、20歳代が5年平均で一番多くなっており、ここから言えることは、若いための暴走運転ということだと思います。どうしてもお酒を飲んで気分が高揚して危ない運転をしてしまうといったことから死亡事故が20歳代に多いということが言えようかと思えます。

それで、次のページ、道路別の発生状況でございます。

こちらは、国道、主要地方道、一般都道、区市町村道等、載せておりますけども、やはり、区市町村道が多くなっております。先ほど、申し上げましたけれども、飲酒運転することは悪いことだと分かっておりますので、当然捕まりたくない。そうすると狭い道、抜け道等を通りたいというのが心理にありまして、そういうところを通して事故に遭っている。こちら

のほうは死亡事故の件数を見ましても、やはり同じように区市町村道内での死亡事故が多いということが結果としてあらわれております。

次に、7番目の時間帯別の発生状況でございます。一番上の棒グラフを見ていただくとおわかりのとおり、夜中の0時から2時の間が一番多いということでございます。注目していただきたいのは、午前6時から8時までの間、いわゆる明け方ですね。こちらの発生件数も多いということでございます。先ほど申しましたとおり、寝たらアルコールはなくなっているというような勘違いから、アルコールがまだ体の中に残っているにもかかわらず車を運転してしまっているというようなことが言えるかと思えます。

1枚めくっていただきまして、最後のページになりますけれども、区市町村別の飲酒事故の件数、これは昨年1年間のものになりますけれども、数字を落とし込んでおります。見ていただきたいのは、表の一番左側、飲酒ありという項目です。そちらのほうを江戸川区と八王子市に、一番多いということでマーカーをつけさせていただいたんですけれども、やはりここら辺をしっかりと予防していかなくちゃいけないということだろうと思えます。

続いてこちらの交通安全情報、2枚置かせていただきましたが、資料の右上に平成30年6月と表記のあるものをご覧いただきたいと思えます。

先ほど、アルコールが残っていても休憩して休んだから大丈夫と思って運転をして、結果、飲酒運転で取り締まりを受ける、もしくは事故を起こすといったようなこととお話しさせていただいたんですけれども、それを分かりやすくするために、こちらの資料をつくりました。

まず、アルコールの単位ということで、ビールで言うならば中瓶1本、500ミリリットルですね、これが1単位。日本酒で言えば1合180ミリリットル、これが1単位ということでございます。この1単位のアルコールを分解するおおよその時間なんですけれども、個人差は当然ございます。体の大きさ、分解能力の違い等ではありますが、おおよそ4時間かかります。ビール中瓶2本飲むと1,000ミリリットルですので、単純計算して、おおよそ8時間かかるということになります。そうすると、お酒を飲んで帰ってきて、4、5時間ぐらい寝たからアルコールはもう大丈夫だろうと運転をしてしまうと、飲酒運転になります。

職場の同僚、もしくは、その周りの方々に、このような情報も教えてあげていただければ、幸いです。

続いて、2枚目の交通安全情報なんですけれども、こちらは皆さんご存じのとおり、お酒を飲んで運転した人だけが罰せられるのではないということです。お酒を飲んで、運転しよう

としている人に車を貸したり、その隣に一緒に乗ったり、もしくはお酒を勧めたりと、そういった行為も飲酒運転した方と一緒に同罪として扱われるということでございますので、ぜひ、注意をしていただければと思います。

一番下のほうに、「ハンドルキーパー運動」ということで表記をさせていただいております。これについては、警察庁並びに全日本交通安全協会さんのほうで、飲酒運転撲滅のために掲げた施策でございます。どうしても車でお店に行く、そういった場合には、必ずお酒を飲まない運転者を一人決めていただくということで徹底していただきたいと思います。

私、神奈川に住んでいるんですけども、おやじの会というボランティア活動なんかもやっていますが、そういったときに居酒屋等に行っても、まずまず聞いたことがないというのが実情でございます。都内では、やられているところも多々あるかと思いますが、こういったところも積極的に広報をしていけたらと思います。

最後になりますが、私、仕事柄、千葉県の市原刑務所のほうに毎年行っております。こちらの市原刑務所というのは、飲酒運転で誤って人の命を奪ってしまったとか、交通関係の罪を犯してしまった方が収監される場所になります。そこに何をしに行くかという、その収監者に手記の作成を依頼しております。皆さんもご存じかと思いますが、東京都交通安全協会さんのほうで「贖いの日々」という冊子を1年に1回作成しております。手記は、そこに掲載されます。その手記を読みますと、十中八九、取り返しのつかないことをしてしまった、後悔ということが書かれている。でも、実際には、後悔という言葉じゃ終わらない。見てみると、収監されているときよりも、その刑務所を出た後のほうが大変です。謝りたくてもそのご遺族に謝罪できない。もしくは謝って、そこから慰謝料などお金の関係もあります。あとは自分の家族の関係もでございます。これから先のほうが本当に大変なんです。そういったところをよくよく考えて運転をしなければならない。自分自身も胸に刻んでいるところなんですけども、そういったことで命を奪われる方が出ないように、そういった運転をしないように、私たち警察のほうでも取り組んでおります。ぜひ皆様方の協力も必要不可欠となりますので、今後ともご協力のほど、よろしくお願いをしたいと思います。

私からの説明については以上になります。

○交通安全課長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

2019年飲酒運転させないT O K Y Oキャンペーン実施要領（案）について、都民安全推進本部交通安全対策担当課長の押名から説明させていただきます。

○交通安全対策担当課長 皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきました交通安全課の押名と申します。

幹事の皆様方には、平素から、多大なるご理解、ご協力を賜りまして、まことにありがとうございます。また、先日まで行われました春の全国交通安全運動におきましても多大なるお力添えをいただきまして、まことにありがとうございました。この場をおかりしまして、厚く御礼を申し上げます。

東京都ではかねてから、飲酒運転をさせない・見逃さない環境づくりのために、ここにお集まりの皆様のお力をいただきながら、各種キャンペーンや街頭ビジョン、各種媒体において、飲酒して運転しない、運転者にお酒を提供しない、飲酒運転の車に乗らない、飲酒者に車両を提供しないなどを繰り返し呼びかけておりますが、今回も、本キャンペーンを通じて、幹事の皆様方と連携して、家族、地域、職域から飲酒運転根絶の機運を盛り上げていきたいと考えておりますので、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

先ほどお話がありましたとおり、本年は昨日現在、飲酒運転による交通死亡事故の発生はございません。昨年と比べますとマイナス8人と統計上は大幅な減となっておりますが、これからますます暑くなる時期を迎え、暑気払いなどで飲酒する機会が増えることが十分に予想されますので、統計上の数値の減少に安堵することなく、一層より気を引き締めて、飲酒死亡事故ゼロを継続していかなければならないと考えているところでございます。皆様のご協力をよろしく願いしたいと存じます。

それでは、お手元の資料1、2019年飲酒運転させないT O K Y Oキャンペーン実施要領（案）をご覧ください。

まず初めに、目的欄でございます。これは記載のとおりでございます。

続きまして、期間でございますが、毎年でございますが7月1日の月曜日から7日、日曜日の1週間を実施期間としたいと考えております。

一つ戻りまして、目的欄に記載がございますが、これからの季節、行楽期を迎え、暑気払いや夏休みを利用しての家族旅行、バーベキューや帰省先のふるさとで同窓会など、何かと飲酒の機会がふえることが予想されます。待ちに待った旅行や各種レジャー、旧友との再会

でテンション等が上がります。また開放感に満ちあふれ、正常な判断ができなくなり、いけないこととわかっていながらも、すぐそこだからとか、少し寝たから酒も抜けただろう、こんな場所や時間に警察の取り締まりなんかやっていないだろうといった自分勝手な理由づけにより、あえて飲酒した上で自動車を運転したり、ふだん飲まないような種類、量を飲酒することによる二日酔いによる運転などが懸念されるところでございます。これら飲酒運転を防止するためには、運転手だけの意識だけではなく、常日頃から地域、職域ぐるみで飲酒運転は絶対にだめという意識を醸成していく必要があると考えております。

それぞれでは小さな対策にとどまってしまうかもしれませんが、そうした対策を一つ一つ積み重ねて、関係機関一致団結いたしまして、飲酒運転根絶を前面に打ち出した効果的な飲酒運転防止活動を実施し、飲酒運転を許さない、させないという意識づくりと社会環境づくりにより、飲酒運転根絶のさらなる定着化を図っていきたいと考えております。

続きまして、主な取り組みについてご説明申し上げます。

初めに、1の飲食店の来店客や駐車場利用者等に対する取り組みでございますが、都で作成いたしました飲酒運転根絶ステッカーや、キャンペーン実施中シールを掲示・活用をぜひよろしくお願いいたしますと思います。毎年の繰り返しのお願いとなりますが、お店の入り口やレジ付近、トイレの壁などにステッカーを張っていただければ幸いです。また、これ以外の場所への拡大をご検討いただくことや、また、古くなって、汚れや破れなどがあると思いますので、それには新しいステッカーに交換していただくようお願いしたいと思います。先ほど、事務局のほうから、ステッカーの枚数調査の説明をさせていただいておりますので、ご希望の際には、調査票にてご連絡をお願いしたいと思います。

続きまして、丸の三つ目、「来店したお客様に飲酒運転をさせないためのマニュアル」、お手元でございますが、そちらのマニュアルをご覧ください。そのほかに、「駐車場利用者に飲酒運転をさせないためのマニュアル（駐車場用）」等の活用についてでございます。駐車場用のものについては今、お手元ございません。後ほど、お帰りになったときにホームページ等でご確認いただければというところでございます。

主に、飲食店向けの方への説明となりますが、お客様の中には、1杯だけなら、ちょっと休めば酒は抜けるだろうなどと、勝手な理由をつけて運転するドライバーがいまだにいます。ぜひ、マニュアルを参考としていただき、お店のほうから「今日はお車でお越しではないですか」とか、「お車はどうされますか」など、小まめに一言、声をかけていただいたり、お店



のメニュー表などに「当店は車でお越しの方には酒類は提供していません」とか、「代行運転業の手配をします」などの記載をしていただくことにより、お酒を飲んで運転しようとするドライバーに、ちゅうちょする気持ちを芽生えさせることや、運転しなくても済む別の選択肢を提示することも効果的と考えられますので、箸袋やメニューなど新たに発注されるような業者さんがいらっしゃいましたら、そのようなことも助言していただければと思います。

皆様、ご存じのとおり、先ほど工藤係長からもお話がございましたが、飲酒運転には酒類提供ということに対する罰則もございます。お店でアルコールを提供される業者の方にとっては、お酒を提供することが仕事なわけですので、なかなかアルコールの提供をお断りすることに抵抗があるかとも思いますが、仮にアルコールを提供したお客様が飲酒運転で捕まるようなことがあった場合、アルコールを提供した際の状況などが問題となることもあるかと思われま。皆様方には、ドライバーに飲酒運転をさせない活動とあわせて、参加会員の方がこうした飲酒周辺者として罪に問われることのないよう、情報提供をお願いしたいと思います。

先ほど申したとおり、こちらのマニュアル等につきましては、当本部のホームページでアップしておりますので、ご活用いただければと思います。なお、東京都内の事件ではございますが、新聞、インターネットの記事の報道をこちらで披露させていただきたいと思。います。

これは昨年、12月に福岡県内でファミレスの女子大生の店員さんが、お客さんで50代の女性の方が一人で来店して、ずっと一人で飲まれていたと。おかしいなと感じて、お店の外まで出て、その様子を見に行っていたら、実際に車でエンジンをかけて出ようとしたときに、そのお客さんに声をかけていただいただけではなく、実際に窓から鍵を抜いて車をとめていただいた上に、110番していただいたと。これで検挙につながったというような記事も出ておりました。ただ、ここまでアルバイトの女子大生の方、非常によくやっていたんですけど、なかなかお酒が入っているとトラブルのもととなることもありますので、従業員の方がけがしないというのも大事なことだと思います。そういったときには110番通報し、警察官に措置を委ねることが最善だと思いますので、そういったことも含めて、店員さんに指導関係をしていただければありがたいと存じます。

続きまして、2番の職域（職場）に対する取り組みでございます。企業の社員の方が仮に飲酒運転で逮捕されたり、飲酒による重大事故を引き起こして、その場面がニュースで取り上げられて、社名が入った車両が大きく報道される場合も時にはあります。そういった場合

は、その本人だけではなく、企業としてそれまで築き上げてきた社会的信用までも失われ、その対応や信頼回復のため、多大なる悪影響が出るということは皆様も既にご承知のことかと思えます。車両利用により業務を行っている企業様では、点呼時にアルコールチェック実施するなど、それぞれ飲酒運転防止に取り組まれていることと思えますが、ポスター、標語の掲示、工夫を凝らした交通安全講習会の開催、社員の方などの交通安全活動へ参加することや飲酒運転の防止を含めた交通ルールを遵守する意識を醸成していただくほか、それらの取り組みをホームページ、機関誌等により情報発信するなど、飲酒運転根絶について、社会全体に呼びかけていただくとともに、自社の社員の方々への意識づけを図っていただきたいと思います。

なお、本日は、この後、東京都の交通局の課長にお願いいたしまして、都バス運転手に対する飲酒運転防止対策について、講義を頂戴する予定となっておりますので、ご清聴のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3点目、家庭や地域に対する取り組みでございます。飲酒事故は、被疑者及びその家族を不幸のどん底に突き落とすだけではなく、ドライバー側にもそのような重大事故を起こした結果、高額な賠償請求、運転免許の取り消し、会社からの解雇等にとどまらず、飲酒事故を起こしたという風評が広まるなどの影響から、最悪の場合、一家離散という悲惨な結果をも引き起こしかねないものです。したがって、ご家庭では、テレビなどで報道される悲惨な飲酒事故を他人事として考えず、事あるごとに家族みんなで飲んで運転しては絶対だめと話題にいただき、自分がそうした飲酒運転に係る関係者とならないよう、ぜひ、ご家族で話し合う機会を持っていただきたいと思います。また、地域におきましては、掲示板や回覧板、自治会の会合、商店街放送設備を利用した周知など、さまざまな手段を用いて若い世代からご高齢の方まで、幅広い年代の方に飲酒運転根絶を呼びかけていただければと思います。

職場での取り組みや、家庭などでの取り組みとして効果的な方法をちょっとご紹介したいと思います。これからちょっと準備いたしますが、飲酒運転による悲惨なニュースなど、ドラレコを活用した動画がございますので、ご覧ください。なお、人によっては衝撃的と感じられる場面もあるかと思えますので、こういう映像は苦手だという方は見ないようにしていただくなど、適宜の対応をしていただければと思います。今、準備いたしますので、しばらくお待ちください。

皆さん、この中で飲酒運転を実際に行っている車両を見たことがある方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないですね。大体、ちょっと前の車が変な動きをしているなどかと思われることもたまにあると思いますが、それが本当に飲酒運転しているかどうかということまではなかなか難しいと思われます。これは、ヨーロッパのとある国で、その警察が、交通事故を防止するためにあえて公表した動画となります。ご覧ください。

これ、いきなり追突します。これが実際の事故となります。これに至るまで、本当雑な運転の映像が出てきます。これは路肩を走っています。生け垣もすれすれですね。こんなところを 80 キロで走ると。信じられない速度です。看板をかすめました。この生け垣も完全に当たっています。最後はぶつかったと。けが人はいなかったということですが、もし、皆様もこういった変な車とか、運転していて前方の車に変な動きをしているとかありましたら、1 回車を止めていただいて、110 番通報するなどしていただければ幸いです。

続きまして、違う映像にいきます。続いては、これは神戸の事故になります。

実は車にぶつかる前に歩行者をはねています。この事故った車は、子供を乗せているんですよね。

続いて福岡の事故になります。

続いて、平成 28 年に、これは東京都内 246 ですね。玉川通りで発生した、これも大きくニュースで取り上げられた映像を見ていただきたいと思います。

これ、ぶつけられたほうのタクシーの運転者さんが亡くなっています。時速 160 キロぐらいという報道もございました。

飲酒運転の動画は以上となりますが、せっかくなので、もう一つ、ぜひご覧いただきたい事故の映像がございます。これは、とある県の高速道路のトンネルの中で警察と道路管理者が事故の処理をやっているところでございます。トラックが 80 キロぐらいで突っ込んできたんですけど、事故処理車がこっぴみじんになっています。よく車を盾にしてなんて言いますが、車は全然盾にならないというのがよくわかる資料になっています。これは、NEXCO 中日本さんの SA・PA のハイウェイテレビで放映している映像となります。

以上でございます。

動画は以上となりますが、皆さんご覧いただいて、いかがでしたでしょうか。悪質な違反により、何の落ち度もない方が命を落とすことがない社会に皆様と築いていかなければならないと改めて決意したところでございます。

また、映像はございませんが、先月、都内におきまして、とあるプロドライバーが勤務中に焼酎をトマト割りで飲んで営業をしていたというような記事も出ておりました。参考にいただければというところでございます。

続きまして、資料に戻りたいと思います。実施要領についてでございます。

共通の項目としては、先ほどお話しいたしましたステッカーなどの掲示のほか、各関係機関様のホームページ等での情報発信、飲酒運転させないためのマニュアルなどを活用したドライバーに対する呼びかけをお願いしたいと思います。なお、警視庁には、取り締まりを初めとした飲酒運転防止対策をお願いしたいと思います。

東京都といたしましては、イベント開催のほか、広報東京都や、各地に所在する大型ビジョンの管理企業、団体様への協力、依頼により、飲酒運転撲滅を訴える映像を放映するなど、都民の方々に飲酒運転の根絶を訴えかけていきたいと思います。

次に、資料2のイベント実施概要（案）についてご説明いたします。ご覧ください。

7月2日、火曜日、午後4時から5時の間、有楽町駅前広場におきまして、交通安全教室などのイベントを警視庁、東京都交通安全協会ほかのご協力を頂戴して進めていきたいと考えております。繁華街を通行し、特にこれからお酒を飲みに行かれる方もいらっしゃると思いますので、そうした方々に飲酒運転が招く重大な事態というものを改めて認識していただくということを狙いにして、夕方に実施時間を設定しております。

当イベントの報道発表につきましては、6月下旬を予定しており、東京都のホームページでもお知らせする予定でございます。当日、啓発品の配布も行いますので、一緒に配布していただける団体様がいらっしゃいましたら、イベント参加調査票により、ご回答を頂戴できれば幸いです。

続きまして、資料3をご覧ください。

春の全国交通安全運動期間中の5月17日、金曜日、昨年に引き続き、秋葉原のUDXシアターにおいて、東京小売酒販組合様主催により関係機関様と合同で実施した飲酒運転根絶・20歳未満飲酒防止キャンペーンの概要でございます。当日は、盛況のうちにキャンペーンを終了することができました。ご協力をいただきました各団体の皆様、大変ありがとうございました。

以上で、私のほうの説明が終わりますが、飲酒運転根絶は、全国交通安全運動、年末に実施しておりますTOKYO交通安全キャンペーンの重点目標になっており、交通事故を減少

させていく上での重大な、必要かつ重要な取り組みでございます。東京都といたしましては、飲酒運転防止対策をはじめ、諸対策に全力で取り組んでまいりますので、皆様方のご支援・ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上で本年のキャンペーンに関する説明を終わらせていただきますが、ここで来年度の関係でございます。来年度は、2020年東京大会の開催を直前に控えているところもございまして、キャンペーン期間の時期について見直しを含めて、これから検討してまいりたいと思います。開催時期の具体的なことにつきましては、例年12月に開催しておりますT O K Y O交通安全キャンペーンと包含して実施するほか、2021年1月から3月のいずれかの時期に単独で設定する方法など、さまざまな方法があると思いますが、適宜、皆様に報告をさせていただきたいと存じます。

私からの報告は以上でございます。

○交通安全課長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、2019年飲酒運転させないT O K Y Oキャンペーンの実施要領(案)につきまして、ご了承いただけたものとさせていただきます。

続きまして、飲酒運転防止の具体的事例として「都営バス乗務員の飲酒運転等防止に関する取り組みについて」と題し、東京都交通局自動車部の若田運行管理担当課長から講演をいただきます。

○運行管理担当課長 皆さん、こんにちは。ご紹介をいただきました東京都交通局の若田と申します。

大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、飲酒運転させないT O K Y Oキャンペーンということでございまして、今日ここでは、都営バス乗務員の飲酒運転の防止に関する取り組みについてご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、スライドをご覧くださいと思いますけれども、都営バスの運転手のある一日を紹介しております。都営バスの乗務員も基本的には8時間労働でございますけれども、バス自体は早朝から深夜まで走っておりますので、乗務員も早番とか遅番とか幾つかのシフトに分かれて勤務しております。ここでは、朝と夕方のラッシュ時間に乗務して、日中に長めの休憩を取るというパターンを紹介しております。

アルコールチェック、太く書かれているところがございますけど、6時半に出勤してまずアルコールチェックをします。この日は全部でアルコールチェックは3回になるんですけど、まず1回目ということで、出勤したときにアルコールチェック。ここでは飲んでいなくても検査、飲めない人も検査ということで、生まれてから一切お酒を口にすることはありません、お酒だめなんですと、こういう人もアルコールチェックをしなければなりません。その後、車の点検をしまして、7時20分のところですが、始業点呼、こういったことをするんですけども、ここでアルコールチェックの結果も確認します。ここを通過しまして、その後、実際に乗務開始ということで、運転をして11時に休憩に入ります。長めの休憩ということで、ここで約5時間程度、休憩を取ったりしているわけですけども、2回目の検査が16時の乗務再開というところですよ。休憩を終えて、再びアルコール検査ということになります。最後は乗務終了、20時のところになりますけれども、こちらは車庫に帰ってきて、車をしまう作業です。忘れ物がないかとか、燃料を補給してとか、車を格納してとか、そういったことがあって、最後に20時30分のところ、終業点呼とありますが、こちらが三度目のチェックということで、一日を通して、一切アルコールは口にしていないということを証明するわけでございます。

それでは、アルコール検査がなぜ必要なのかというところについてお話ししたいと思います。まず、初めに、都営バスの乗務員は、酒気帯び運転をすることはありません。というのも、都営バスに限らず、バスの運転手は、法令により乗務を開始する前と乗務を終えた後に点呼を受けまして、その際に酒気帯びの有無を確認しなければならないことになっています。点呼というのは、まず乗務を開始する前に1回あります。先ほどの画面でも出てきましたが、7時20分のところですよ。乗務員と、後ろを向いているのは運行管理者というんですけども、向き合って、こんな感じでやっています。このときに、乗務員の健康状態ですとか、バスの点検結果、その日に走る運行ダイヤのこと、運行上の注意点などを確認して、運行管理者が乗務員を安全に送り出す一連のやりとり、この中でアルコールチェックの結果に問題がないことも確認しております。

また、酒気帯びの有無の確認ですけども、こういった対面で確認するほか、前の画像に戻りますと、アルコール検査機を用いて確認することが法令で義務づけられています。これはなぜかというと、バスが大勢のお客様の命を預かる公共交通機関ということで、大型二種免許を持つプロドライバーによる飲酒運転は絶対にあってはなりません。もし、そのような

ことがあった場合には、社会に与える影響が非常に大きいということで、乗務を開始する時点で酒気を帯びていないことを証明しなければならないためと解釈しております。

こうした厳しいチェックを受けることで、酒気帯び運転という法令違反を犯すことはなく、まず何よりも、お客様の安全・安心、さらには運転手本人も守られているというふうに考えております。

厳しいチェックにより、飲酒運転があり得ないということは今説明したとおりです。では、その厳しいチェックにパスをするということはどういうことなのかということですが、それは酒気を帯びて出勤しないということになります。わかりやすく言いますと、二日酔いで仕事に来ないということになります。では、そのためにどうしたらよいかということになるんですけれども、アルコールは習慣性がありまして、その代謝には一定の時間を要することがわかっています。ですから、酒気帯び運転という法令違反を防ぐために都バスの乗務員については勤務前日の飲酒を事実上禁止しています。本来、仕事を終えてからの行動は自由なはずですけれども、個人の私生活に踏み込んで、勤務前日の飲酒を制限しているというわけでございます。ただし、仕事が終わった後に、跡をつけて行動をチェックするわけではございません。また、家の中までついていくことも不可能です。あくまでもルールです。とはいえ、非常に厳しいルールだと思います。でもこれは、やむを得ないルールということで、乗務員も共通の認識を持って取り組んでいるところでございます。

では、その酒気帯び出勤をしないための取り組みということで幾つか紹介したいと思います。

まず、終業点呼での宣誓。画面でいきますと一番最後に終業点呼というのがあります。その日最後の運行管理者とのやりとりです。ここで、勤務前日は飲酒しませんと、運行管理者と乗務員の双方が復唱するわけです。またその点呼の立ち会いということで、法令に基づいた酒気帯びの有無の確認をきちんとしているかどうかということを経営者が点呼に立ち会ってチェックをしております。

このほか、意識に踏み込んだ取り組みということで、日めくりカレンダーというのがあります。これは、アルコール反応がなかった日をカウントして、1,000日、2,000日と記録を更新することで緊張感の持続を共有するという目的でございます。

このほか、標語というのがございます。いわゆる五・七・五ですけれども、一例ですが、「意識しよう きょうは飲める日 飲めない日」、「飲みたいと 思う気持ちに ブレーキを」

こういった標語を募集して職場の見やすい場所に掲示したりしているところもございます。

あとは、アルコール分解の目安ということで、体内からアルコールが消えるのに、ビール中瓶1本4時間かかりますとか、一般知識として周知している場合もございます。

このほかは、家族の協力、私生活に踏み込めるのは家族ということで、お酒が好きそうな乗務員にはご家族に協力を求めることもございます。

最後は、乗務員以外も飲酒の自粛。何もそこまでと思われるかもしれませんが、事務職も平日は大々的に飲み会を設定しないということで、仕事柄飲めない乗務員の立場に配慮している現場もございます。

幾つか取り組みを紹介させていただきましたけれども、繰り返しになりますが、私どもバス業界は飲んだら乗れない仕組みになっていますので、飲酒運転は絶対にありません。しかし、乗れなかったら仕事に穴があいてしまいますので、そうならないようにさまざまな取り組みをしているわけでごさいますして、いわゆる「飲んだら乗るな」という言葉がありますが、これはもはや当たり前。「乗るなら飲むな」に取り組んでいるところでございます。

ご来店になるお客様向けの取り組みとして参考になる部分は少ないかもしれませんが、例えば、アルコールチェッカーを個人的に持つことは可能でございますし、事務所などに標語ステッカーを掲示したり、会員の方にアルコールの分解の目安を周知したりですとか、飲酒運転根絶に対する機運の定着に向けたヒントとしてお役に立つことができれば幸いです。

ちょっと長くなりましたけれども、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

○交通安全課長 ありがとうございます。ただいまの講演に内容につきまして、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

ご発言がございませんようですので、本日の予定の議事及び説明等につきましては、以上のおりでございますが、せっかくの機会でございますので、他に質疑、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

発言がないようでございますので、以上をもちまして、飲酒運転させないT O K Y Oキャンペーン推進委員会幹事会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

午後4時01分閉会